## 特殊詐欺対策サービス工事費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、長野県内の高齢者の特殊詐欺被害を防止するため、特殊詐欺対策サービスを開始する際に要する経費に対して補助金を交付するものであり、その交付に当たっては、長野県補助金等交付規則(昭和34年長野県規則第9号)に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、「特殊詐欺対策サービス」とは、特殊詐欺対策A Iサーバが通話データを解析し、特殊詐欺の疑いがある場合に、事前に登録した通知先に通知する東日本電信電話株式会社((以下「事業者」という。) が提供するサービスのことをいう。

(補助金交付対象者)

- 第3条 補助金交付の申請をすることができる者は、次の要件を満たすものとする。
  - (1) 長野県内(事業者が提供するサービスの管轄外となる一部地域を除く。) の高齢者(申請年に65歳以上)居住世帯において、特殊詐欺対策サービスを利用している者又はその親族
  - (2) 特殊詐欺対策サービスの通知先に長野県警察を設定することについて同意をしている者
  - (3) 特殊詐欺対策サービスにより通知を受けた長野県警察からの電話又は 訪問による安全確認への対応について同意をしている者
  - (4) 上記のほか、生活安全企画課長が特殊詐欺被害防止のため特に必要と認める者
- 2 前項第2号及び第3号に規定する者は「AIを活用した電話でお金詐欺被害防止に関する取組への参加申込書」(同意書)を提出した者に限る。

(補助対象経費等)

- 第4条 この補助金の交付の対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)、 補助率、補助金額の上限は、次のとおりとする。
  - (1) 補助対象経費は、特殊詐欺対策サービス開始にかかる基本工事費、交換機等工事費等の工事費用とする。ただし、当該工事に関して市町村等自治体からの助成金等を使用した場合は、当該工事費用から助成金等の金額を差し引いた費用を補助対象経費とする。
  - (2) 補助率は、補助対象経費の2分の1以内とし、100円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てるものとする。
  - (3) 補助金額の上限は、補助事業を行う1つの世帯につき4,400円を上限とし、1回に限り交付を受けることができるものとする。

(補助金交付の申請)

第5条 申請者は、補助金交付申請書(別記様式第1号)に関係書類(領収証等の写し)を添えて、長野県警察本部長(以下「本部長」という。)に申請するものとする。

2 申請期間は、当該補助金対象サービスを開始する年度の4月から2月末 日とする。

(申請内容の審査及び履行確認調査)

- 第6条 本部長は、第5条の規定による申請を受けたときは、その内容を審査するとともに、特殊詐欺対策サービスの工事が完了したことを事業者に確認するものとする。
- 2 事業者は、前項の規定に基づき、工事完了証明書を本部長に提出するものとする。

(実績審査及び補助金額の確定)

- 第7条 本部長は、第6条の規定による申請内容の審査及び履行確認調査により、補助金交付対象者であること、補助対象経費が明らかであること、 現に当該工事が完了していることを確認した場合は、補助金の交付を決定 するものとする。
- 2 本部長は、補助金の交付を決定したときは、交付する補助金の額を確定 し、補助金交付決定通知書(別記様式第2号)により申請者に通知するもの とする。

(補助金交付決定の取消し又は変更)

- 第8条 本部長は、補助金交付の決定をした場合において、その後の事情変更により特別の必要が生じたときは、補助金交付の決定の取り消し、又はその決定内容を変更するものとする。
- 2 本部長は、前項の決定をしたときは、補助金交付決定取消し・変更通知書(別記様式第3号)により、申請者に通知するものとする。

(補助金の交付及び請求)

第9条 補助金は、精算払の方法により交付する。

(補助金の返還)

第10条 本部長は、補助金を交付した場合において、その後の虚偽、事実誤認などの事情により必要と認めたときは、期限を定めて申請者に対し、補助金の全額又は一部の返還を請求するものとする。

(通話記録の提供等)

第11条 申請者は、補助事業を実施した後、警察から犯罪捜査等への協力の 依頼があった場合は、通話記録等の提供等、必要な協力をする。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、この補助金の交付に関し必要な事項 は、生活安全部長が別に定める。